

船舶事故等調査報告書

平成21年7月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第48号	
事故等種類	乗組員負傷	
発生日時	平成21年1月15日 08時40分ごろ	
発生場所	山口県下松市笠戸島江ノ浦山山頂から真方位287°1,150m付近 (概位 北緯33°57.6′ 東経131°50.6′)	
事故等調査の経過	平成21年1月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 とよふじ、19トン 273-11541 広島、メイクマリン有限会社 B 台船US4501、約636トン、長さ45m、幅16m、深さ2.5m メイクマリン有限会社	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 甲板員、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	A 甲板員が顔面創傷	
損傷	なし	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、B船をえい航して下松市株式会社新笠戸ドックの岸壁に向かった。A船は、同岸壁に着岸するため、岸壁付近でB船を自船に横着けする作業中、B船のえい航索がA船の推進器に絡まるのを防ぐため、甲板員がえい航索を引き寄せていたところ、平成21年1月15日08時40分ごろ、えい航索が張った際に同索のフックが外れ、同索の先端が甲板員の顔面に当たった。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風速 約4m/s、風向 西、視界 良好	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、B船を自船に横着けする作業中、乗組員に対する安全措置を適切に行わず、えい航索のフックが外れ同索の先端が乗組員に当たった可能性があると考えられる。 安全措置が適切でなかったのは、作業手順を乗組員に対して徹底していなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船がB船を横着けする作業中、乗組員に対する安全措置を適切に行わなかったため、えい航索のフックが外れ、同索の先端が乗組員に当たったことにより発生した可能性があると考えられる。	